

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体
組織規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は経営組織、業務分掌および責任権限に関する基本事項を定め、業務の能率的運営および責任体制の確立を図ることを目的とする。

(組織の構成)

第2条 組織は、組織機構、業務分掌事項、職位および責任権限からなる。

(組織機構)

第3条 当財団の組織機構は、局・部・室・課、係等の部門で構成される。

- (1) 当財団の組織および指示命令系統は、別に作る「組織図」による。
- (2) 当財団の基本的な組織区分は、局、部、室、課とし、局長、部長、室長、次長、課長をおく。
- (3) 業務の主務担当者として必要に応じて課長の下に係長・主任等をおくことができる。

(組織運営の原則)

第4条 組織運営は、次に掲げる事項を原則とする。

- (1) 組織とは、法人の方針・目標を最も効率的かつ円滑に実行することを目的として人材を配置したものである。しかもその成果を適切に評価できる単位とする。
- (2) 組織は、その活動の目的を達成するために互いに独立し、権限と責任が付与されるが、一方複数の組織間に空隙ができぬように適切な業務分掌を定めることとする。
- (3) 法人の目的に関する業務を管理・実行し、検証するすべての人々の責任と権限、および相互関係を明確にし、また必要な手段を準備すると同時に訓練された人員を割り当てることとする。

(職務遂行の原則)

第5条 各職位は、組織機構を尊重し定められた職務を責任を持って遂行し、かつ相互に関連のある業務については関係部門と協調し業務活動が効率的に行われるよう努め

なければならない。

第2章 理事会および理事

(理事会)

第6条 法人の業務執行の基本方針を決定する機関として理事会をおく。その運営については、別に定める理事会運営規程による。

(理事長)

第7条 理事長は法令、定款および理事の職務権限規程その他理事会の定める基本方針に基づき法人を代表し、法人の業務を総轄管理する。

(理事)

第8条 理事は法令、定款および理事の職務権限規程その他理事会の定める基本方針に基づき法人の業務執行全般において理事長を補佐するほか、理事長が委嘱する部門の業務を担当するとともに、理事長が不在時ならびに事故あるときは予め指名された順にその職務を代行する。

第3章 職務分掌

(職務分掌)

第9条 各組織機構およびその部門が分掌する主要業務の範囲は、別に定める業務分掌規程による。

第4章 職位

(部門の長)

第10条 各組織機構および部門の長は、別に定める業務分掌規程による。

(管理監督職者の職務)

第11条 部長以下の管理監督者の職務は、別に定める業務分掌規程による。

第5章 職務権限

(各職位の責任と職務権限の遂行)

第12条 各職位はその職務権限の遂行について責任を負い、かつその遂行に必要な権限を有する。その詳細は、別に定める業務分掌規程ならびに職務権限規程による。

第6章 会議体等

(会議体)

第13条 業務運営に関する重要事項について、必要に応じ委員会・プロジェクト等の会議体を設けることが出来る。この運営は別に定める業務分掌規程及び当該会議運営規程による。

(プロジェクト・チーム)

第14条 効率的な業務執行を行うために、必要に応じ職員を構成員とするプロジェクトチームを設置することができる。この運営は別に定める業務分掌規程及び当該会議運営規程による。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、規程等管理規程の定めによる。

附 則

1. この規程は、内閣総理大臣の指定活用団体の指定の日から施行する。